

河川等監視カメラシステム構築業務
公募型プロポーザル実施公告

標記の件について、事業者から広く提案を受け、当該提案の内容、見積金額等を総合的に考慮し、最良の事業者と契約を行うため、次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和 7 年 4 月 14 日

鳩山町長 小 川 知 也

1 業務概要

- (1) 業 務 名 河川等監視カメラシステム構築業務
- (2) 業務箇所 鳩山町大字赤沼地内
- (3) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (4) 担 当 課 総務課 秘書・総務・検査担当
- (5) 契約期間 契約締結日から令和 10 年 9 月 30 日まで
(うち運用に係る期間)
令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで
※システム運用日から 3 年間 (36 月)
- (6) 上限価格 金 5,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容
の規模を示すものであることに留意すること。

2 参加資格の要件

本件に係る公募型プロポーザル (以下「プロポーザル」という。) の提案資格は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 過去 5 年間に、国や地方公共団体から、本件と同種・同規模以上の事業を受注した実績があること。
- (2) 令和 7・8 年度鳩山町一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 本件の公示日から本契約の成立までの期間に鳩山町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱 (平成 30 年告示第 84 号) に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく会社更生手続開始又は更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始又は再生手続開始の申立てをしていない者であること。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

3 選定までのスケジュール

日時	内容
令和 7 年 4 月 14 日（月）	公告
令和 7 年 4 月 25 日（金）	質問の受付期限
令和 7 年 5 月 1 日（木）	質問の回答期限
令和 7 年 5 月 1 日（木）	参加表明書の提出期限
令和 7 年 5 月 9 日（金）	参加資格確認の結果通知
令和 7 年 5 月 15 日（木）	提案書等の提出期限
令和 7 年 5 月 20 日（火）	審査（書類・プレゼンテーション）
令和 7 年 5 月 27 日（火）	審査結果の通知

※上記スケジュールについては、やむを得ない理由等により変更となる場合がある。

※説明会は開催しない。

4 質問書の提出等

- (1) 提出期限 令和 7 年 4 月 25 日 16 時 00 分（必着）
- (2) 質問方法 別添の質問書を問い合わせ先のメールアドレスに電子メールにて送信するものとする。
- (3) 件 名 電子メールの件名は次のとおりとすること。
「河川等監視カメラシステム構築業務」質問書（法人名）
- (4) 回答方法 質問者を伏せた上で、令和 7 年 5 月 1 日までに参加資格を満たす全ての者に電子メールで回答する。

5 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下に基づき参加表明書（様式第 1 号）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 7 年 5 月 1 日 16 時 00 分
- (2) 提出場所及び方法

提出場所	〒350-0392 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184-16 鳩山町役場 総務課 秘書・総務・検査担当 電話：049-296-1211 電子メール：h210@town.hatoyama.lg.jp
------	--

提出方法	・持参（土・日曜日、祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間） ・郵送（書留郵便に限る。） ・電子メール（上記アドレスに送信すること。件名は、<u>「河川等監視カメラシステム構築業務」参加表明書（法人名）</u>とすることとし、メール送付の旨、担当宛て電話連絡すること。）
------	--

(3) 参加資格審査の結果通知

参加表明書を提出した者の審査結果は、提案資格確認結果通知書（様式第 2 号）により通知する。なお、参加表明書を提出した者のうち、提案書の提出者として認められない旨の通知を受けた者は、当該通知をした日の翌日から起算して 7 日（閉庁日を除く。）以内に、書面により非選定理由についての説明を求めることができる。

5 提案書（様式第 4 号）等の作成期限及び提出方法

(1) 提出期限 令和 7 年 5 月 15 日 16 時 00 分（必着）

(2) 提出方法 持参又は郵送とする。

※電子メールによる提出は受け付けない。

※郵送で提出した場合は、必ず担当者に連絡すること。

(3) 提出書類

ア 見積書及びその内訳書（消費税及び地方消費税を含んだ額）

(ア) 仕様の内容を満たすための費用（初期導入費用、クラウドサービス、機材等の利用料）を見積対象とし、撤去作業にかかる費用が別途必要となる場合は、本調達に含めず別途提示すること。

(イ) 運用開始日は、令和 7 年 10 月 1 日からとし、初期導入及び 3 年間分の利用料等の費用を見積り対象の範囲とする。

(ウ) 様式は任意とする。

イ 提案書（様式第 4 号）

A 4 判・横書きを原則とし、様式は任意とする。

仕様書に記載した事項を踏まえ、次の項目について提案を行うこと。なお、提案では「仕様書の内容を具現化したもの」、「仕様書に独自で上乘せるもの」、「仕様書と異なる提案を行うもの」が明確に判別できるようにすること。

(ア) 企画提案の内容・基本方針

企画提案の内容並びに本業務を実施する上での基本方針及び重要と考えるポイントを記載すること。

(イ) 業務進行予定表

本業務を実施する上での業務開始から完了するまでのスケジュールについて、作業項目ごとの具体的な予定表を記載すること。

(ウ) 事業実施体制

必要な人数や職務内容など、具体的な実施体制を記載すること。

(エ) 同種事業実績

令和2年4月から令和7年3月までの間で本件と同種・同等以上の受注実績を記載すること（提案書提出時点での見込みを含む。）。

(オ) 会社概要

会社に関する事項を記載し、これに事業概要等がわかるパンフレット等を添付すること。

6 提案の審査基準・方法

(1) 審査は、選定委員会において、プレゼンテーションにより行う。

(2) 選定は、別紙「審査基準」に基づき、審査及び採点を行い、評価点の合計が最も高い者を受託候補者として選定する。評価点の合計が同点の場合は、見積金額が低い提案者を選定する。また、後日、内容に虚偽・過大があったと判断した場合は、その提案者は失格となり、次点の提案者を受託候補者として選定する。

※審査結果によっては、いずれの参加者も受託候補者を選定しないことがある。

※応募者多数の場合は、提出された提案書等に基づき事前に書面審査を行い、プレゼンテーションを行う者を3者程度に選定することがある。

※提案者が1者のみの場合は、審査得点が総得点の6割以上である場合に受託候補者として選定する。6割に満たない場合又は提案者がいない場合は中止とし、再度公募を実施する。

(3) プレゼンテーションの日程等

ア 日程・場所

令和7年5月20日（火）13時30分から（予定）

鳩山町役場（鳩山町大字大豆戸184-16） 305会議室

詳細な時間等については、提案書等を提出した者に対し、応募者多数の書類審査の結果を含め、電子メールで通知する。

イ 内容

(ア) 提案書等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

(イ) 提案書等に記載した内容と異なる新たな提案は行わないこと。

(ウ) 1者当たり15分以内でプレゼンテーションを行い、質疑を10分程度行うこととする。

(エ) 出席者は1者につき3名以内とする。

7 選定結果の通知

受託候補者の選定の結果について、プロポーザル方式審査結果通知書（様式第 6 号）により担当課から通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

8 契約の締結

契約の締結に当たっては、内容に関する細目事項等について、委託先候補者と町の間で協議し、提案内容に応じて仕様書を変更等した上で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約を行うため、委託先候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において契約を締結する。

ただし、特別な理由により委託先候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受注者とする。協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。

契約書は、鳩山町契約規則等関係法令に基づき作成し、双方協議の上、締結する。

9 失格事項

提案者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とし、参加資格を失った者の提案書の評価（採点、順位付け等）は行わない。

- (1) 提案書に虚偽の記載がある場合
- (2) 提案書の提出方法、提出先及び期限に適合していない場合
- (3) プレゼンテーション会場以外の場所で、委員に個別に連絡・相談等を行っていた場合
- (4) プレゼンテーションの日時に遅刻・欠席をした場合
- (5) その他、審査委員会が不相当と認める場合

10 結果の公表

契約締結後、案件名、受注者、契約額等の契約情報について、鳩山町ホームページ等に掲載して行うものとする。

11 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語は日本語とし、通貨は円とする。
- (3) 提出された参加表明書、提案書等は返却しない。
- (4) 提出後の書類の変更又は修正は、原則認めない。ただし、補正可能な軽微な誤り及び担当課の指示に基づく変更又は修正についてはこの限りでない。
- (5) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできない。

12 問い合わせ先・各種書類提出先

鳩山町 総務課 秘書・総務・検査担当

〒350-0392 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184 番地 16

電話番号 049-296-1211 FAX 049-296-2594

E-mail h210@town.hatoyama.lg.jp